

改正概要説明書

国名：オーストリア

法令名：商標法

改正情報：2016年8月1日改正(BGB1. I No. 71/2016)

改正概要：

1. 引用する共同体商標規則の番号の更新

- ・ 欧州連合の共同体商標規則の改正に伴って、引用する規則番号を更新した(第2条(3)、第17条(2)1、第69条、第69a条(1)、第69b条4、第69d条(1))。
- ・ 欧州連合の地理的表示及び原産地名称に関する規則の改正に伴って、引用する規則の番号を更新した(第68条(1)(2)、第68a条(5)(6)、第68b条(1)(3)、第68c条(1)(3)、第68f条(1))。

2. 不使用を理由とする異議申立ての規定の整備

- ・ 不使用を理由とする異議申立てに対し、商標所有者は意見書を提出すべき旨、提出しない場合は取り消される旨の規定を追加した(第29b条(1))。

3. 特許庁内の職務の分掌規定の整備

- ・ 特許庁長官、審判部、無効部、法律部等の職員の職掌分担について規定を整備して責任の明確化を図った(第35条(1)(5)(6)、第36条)。

4. 不服申立先の変更等

- ・ 法律部の決定に対する不服申立先を審判部からウィーン控訴裁判所に変更するとともに中間決定に対しては上訴できない旨を明記した(第37条)。
- ・ 控訴審の判断への不服申立てができる旨を新設した(第38条)。

5. 無効部の構成の明確化、無効部の決定に対する不服申立て

- ・ 商標登録の取消、無効等の審理をする無効部の構成と資質、無効の判断手法と移転の処理方法を変更した(第39条)。併せて、無効部の判断に対する不服申立て方法及びそれに対する上訴手続と上訴裁判所の構成を追加した(第40～43条)。

6. 侵害対応についての救済規定の整備

- ・ 商標権侵害に対する民事的救済を求める訴訟はウィーン商事裁判所が専属管轄を有する旨の規定を新設した(第56a条)。
- ・ 商標権侵害の刑事訴訟はウィーン刑事裁判所である旨を明記した(第60a条(2))。
- ・ 訴訟代理人の資格、条約による制限について変更及び追加を行った(第61条(1)(4)(5))。

7. 地理的表示及び原産地名称を商標出願する場合の規定の見直し

- ・ 異議申立て期間の起算日につき、電子公告の日から4月だったのを3月に短縮し(第

68a 条(1)), 手数料の根拠法を更新した。

- ・ 生産物明細書を変更できる主体についての規定を追加した(第 68c 条)。
- ・ 訴訟の裁判管轄を, 民事はウィーン商事裁判所の専属管轄, 刑事はウィーン刑事裁判所であることを明記した(第 68j 条)。

8. 共同体商標から国内商標へ変更する場合の異議の免除

- ・ 登録された共同体商標から国内商標に変更する場合, 異議申立ての対象にはならない旨の規定を追加した(第 69c 条(2))。

9. マドリッド協定議定書により保護された国際登録から国内商標への変更規定の整備

- ・ マドリッド協定議定書に基づく国際登録について, 保護が付与されていた商標を国内出願に変更した場合の商標に対する異議申立てはできない旨の規定を追加した(第 70 条(3))。

10. 改正前の法令との適用関係の整理

- ・ 異議申立ての手續について改正前の法令との適用関係の規定を新設した(第 77c 条)。

11. 改正規定の施行日の明記

- ・ 改正規定の施行日についての規定ごとに明記した(第 81a 条(6)(7), 第 81b 条)。

改正内容：

・ 第 2 条, 第 17 条, 第 69 条, 第 69a 条, 第 69b 条, 第 69d 条

欧州連合の欧州商標に関する規則が (EC) 第 40/94 から (EC) No. 207/2009 に変更されたことに伴う改正。

・ 第 68 条, 第 68a 条, 第 68b 条, 第 68c 条, 第 68f 条

欧州連合の地理的表示に関する規則が (EC) 第 510/2006 号から (EC) No. 1151/2012 号に変更されたことに伴う改正。

・ 第 29b 条

(1)において, 異議申立てに対する権利者の対応が明確化された。

・ 第 35 条

(5)-(6)は旧法第 42 条に相当する新設項である。

・ 第 36 条

旧法第 41 条に相当する除斥要件の新設条文である。

・ 第 37 条-第 38 条

旧法第 36 条に相当する新設条文である。

・ **第 39 条**

旧法第 37 条-第 38 条に相当する新設条文である。

・ **第 40 条-第 43 条**

旧法第 39 条に相当する新設条文である。

・ **第 56a 条**

新設条文である。

・ **第 68a 条**

(1)において、異議申立て期間が改正された。

・ **第 68b 条**

(1)において、異議申立て期間が改正された。

・ **第 68c 条**

(2)は新設項である。

・ **第 68d 条**

旧法(2)は削除された。

・ **第 68j 条**

訴訟の管轄権が明確化された。

・ **第 69c 条**

(2)の一部が追加された。

・ **第 77c 条**

新設条文である。

・ **第 81a 条**

(6)-(7)は新設項である。

・ **第 81b 条**

新設条文である。